

倉吉市民健康づくり推進員設置要綱

(目的)

第1条 市民の健康の保持増進を総合的かつ円滑に推進するため、倉吉市民健康づくり推進員(以下「推進員」という。)を置く。

(任務)

第2条 推進員の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 健康づくりに関する知識の習得と地区住民への普及に努めること。
- (2) 市が実施する健康に関する事業に協力すること。
- (3) 第5条第1項に規定する地区推進員会に所属し、健康づくりに関する活動を行うこと。
- (4) その他目的達成に必要な事業を実施すること。

(委嘱)

第3条 推進員は、自治公民館長の推薦に基づき市長が委嘱する。

(任期)

第4条 推進員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 推進員が欠けた場合の後任の者の任期は、前任の者の残任期間とする。

(地区推進員会)

第5条 各地区に地区推進員会を設置する。

- 2 地区推進員会に会長及び副会長を置き、推進員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、地区推進員会を代表し、会務を総括し、並びに第8条第1項に規定する会長会を組織し、及びこれに出席にする。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 地区推進員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり、及び地区の健康づくりに関する活動計画をたてる。

(会長会)

第7条 各地区の地区推進員会の会長で組織する会長会を設置する。

- 2 会長会は、健康づくりに関する次に掲げる事項を行う。
 - (1) 各地区の活動状況の情報交換
 - (2) 市全体の問題その他必要な事項の協議及び検討
- 3 会長会に代表及び副代表を置き、会長の互選によりこれを定める。
- 4 代表は、会長会を代表し、及び会務を統括する。
- 5 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代理する。

(守秘義務及び個人情報の保護等)

第8条 推進員は、その活動をとおして知り、又は知り得た秘密を他にもらしてはならない。特に、個人情報の取扱いについては最大限の注意を払い、個人情報の保護に万全を期すものとする。推進員の活動終了後においても同様とする。

(事務局)

第9条 地区推進員会及び会長会の事務局は、倉吉市健康福祉部内に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定められているもののほか、推進員の設置に関し必要な事項は、会長会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月6日から施行する。